十三　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）

十四　建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第二項に規定する建設資材廃棄物をいう。）を電気に変換する設備（第十一号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）

十五　一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十一号から第十四号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備（バイオマスを電気に変換する設備をいう。以下同じ。）

（法第四条第一項の経済産業省令で定める場合及び期間）

第三条　法第四条第一項の経済産業省令で定める場合は、当該再生可能エネルギー電気が特定契約に基づき既に他の電気事業者に供給されていた場合とし、同項の経済産業省令で定める期間は、当該認定発電設備に係る調達期間から当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた期間を控除して得た期間とする。

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第四条　法第四条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　申し込まれた特定契約の内容が当該特定契約の申込みの相手方である電気事業者（以下「特定契約電気事業者」という。）の利益を不当に害するおそれがあるときとして次のいずれかに該当するとき。

イ　虚偽の内容を含むものであること。

ロ　法令の規定に違反する内容を含むものであること。

ハ　損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかの内容を含むものであること。

(1)　特定契約電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること。

(2)　特定契約電気事業者が、当該特定契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害の額を超えた額の賠償をすること。

二　当該特定供給者が、次に掲げる事項を当該特定契約の内容とすることに同意しないこと。

イ　特定契約電気事業者が指定する日に、毎月、当該特定契約電気事業者が当該特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の検針（電力量計により計量した電気の量を確認することをいう。以下同じ。）を行うこと、及び当該検針の結果の通知については、当該特定契約電気事業者が指定する方法により行うこと。

ロ　特定契約電気事業者の従業員（当該特定契約電気事業者から委託を受けて検針を実施する者を含む。）が、当該特定契約電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の量を検針するため、又はその設置した電力量計を修理若しくは交換するため必要があるときに、当該特定供給者の認定発電設備又は当該特定供給者が維持し、及び運用する変電所若しくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができること。

ハ　特定契約電気事業者による当該特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の毎月の代金の支払については、当該代金を算定するために行う検針の日から当該検針の日の翌日の属する月の翌月の末日（その日が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第一項に規定する休日である場合においては、その翌営業日）までの日の中から当該特定契約電気事業者が指定する日に、当該特定供給者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により行うこと。

ニ　当該特定供給者（法人である場合にあっては、その役員又はその経営に関与している者を含む。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者、又はこれらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団等」という。）に該当しないこと、及び暴力団等と関係を有する者でないこと。

ホ　特定契約電気事業者と当該特定契約に係る法第五条第一項の規定による接続の請求の相手方である電気事業者（以下「接続請求電気事業者」という。）とが異なる場合にあっては、当該特定供給者の認定発電設備に係る振替補給費用（当該特定契約電気事業者が当該特定契約に基づき当該特定供給者から調達する再生可能エネルギー電気の供給を受けるために必要な振替供給（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第十三号に規定する振替供給をいう。以下同じ。）に係る費用であって、当該特定契約電気事業者が当該接続請求電気事業者に対し振替供給を受ける日の前日までに通知する振替供給を受ける予定の電気の量より実際の供給量が下回って不足が生じた場合に、その不足を補うために当該下回った量の電気の供給を受けるために必要なものをいう。）が生じた場合には、当該振替補給費用に相当する額を当該特定契約電気事業者に支払うこと（当該特定契約電気事業者が当該額の支払を請求するに当たってその額の内訳及びその算定の合理的な根拠を示した場合に限る。）。

ヘ　当該特定供給者が、特定契約電気事業者以外の電気事業者に対しても特定契約の申込みをしている場合、又は特定契約電気事業者以外の電気事業者と特定契約を締結している場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該特定供給者が、それぞれの電気事業者ごとに供給する予定の一日当たりの再生可能エネルギー電気の量（以下「予定供給量」という。）又は予定供給量の算定方法（予定供給量を具体的に定めることができる方法に限る。）をあらかじめ定めること。

(2)　再生可能エネルギー電気の供給が行われる前日における特定契約電気事業者が指定する時（以下「指定時間」という。）までに、特定契約電気事業者に予定供給量を通知すること。

(3)　指定時間以降、通知した予定供給量の変更を行わないこと。

ト　当該特定契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該特定契約に係る準拠法は日本法とすること、及び当該特定契約に係る契約書の正本は日本語で作成すること。

三　当該特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、特定契約電気事業者（当該特定契約電気事業者又は特定規模電気事業者である場合に限る。以下この号において同じ。）が、変動範囲内発電料金等（一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）第二十九条の二の二第一項に規定する変動範囲内発電料金等をいう。）を追加的に負担する必要が生ずることが見込まれること、又は当該特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、当該特定契約電気事業者が事業の用に供するための電気の量について、その需要に応ずる電気の供給のために必要な量を追加的に超えることが見込まれること。

四　特定契約電気事業者と接続請求電気事業者とが異なる場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

イ　特定契約電気事業者が当該特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を受けることが地理的条件により不可能であること。

ロ　託送供給約款（電気事業法第二十四条の三第一項の規定により接続請求電気事業者が経済産業大臣に届け出た託送供給約款（同条第三項の規定により経済産業大臣の承認を受けた供給条件を含む。）をいう。）に反する内容を含むこと。